

町コミュニティバス「にの♡バス」運行事業者の変更について

〈概要〉

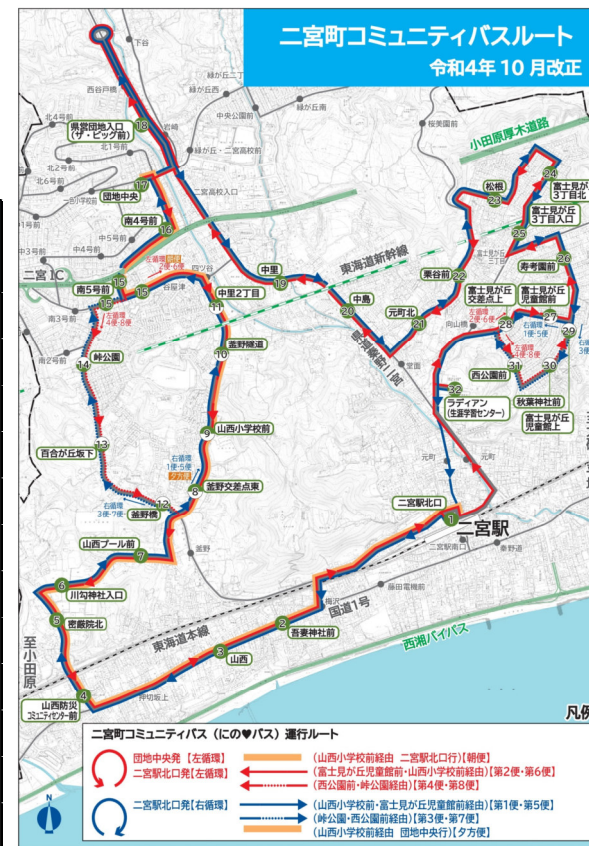
町内を運行している「にの♡バス」について、現在、運行事務を「神奈川中央交通西株式会社」に委託しているが、運転士不足に伴う神奈中グループ内での業務見直しにより、運行業務受託者を変更したい旨の申出があったもの。

〈参考〉「にの♡バス」の概要について



↑町コミュニティバス「にの♡バス」

運行系統 (※運行ルートは右図参照)	運行距離	1日の運行数	運行日	運賃	その他備考
(1) 朝便	5.6km	1便	平日のみ運行	大人 200円 子ども (小中学生) 100円 障がい者 半額 未就学児 無料	○令和6年10月より交通系ICカード決済が可能となっている。 ○使用車両は日野ポンチョ(1ドア・定員は乗務員除き33名)
(2) 右循環(山西小学校前・富士見が丘児童館前 経由)	12.8km	2便			
(3) 左循環(富士見が丘児童館前・山西小学校前 経由)	13.2km	2便			
(4) 右循環(峠公園・西公園前 経由)	12.3km	2便			
(5) 左循環(西公園前・峠公園 経由)	12.7km	2便			
(6) 夕方便	5.5km	1便			



町コミュニティバス「にの♡バス」運行事業者の変更について

〈今後の方向性〉

運行サービスの水準(交通系ICカードの利用・バスロケーションシステム等)を低下させることなく、新たな運行事業者に業務委託を行うよう調整する。

なお、これまで本業務を担ってきた神奈川中央交通株式会社のノウハウを継承することが可能であり、効率的な業務遂行が最も期待できる、同グループ会社である神奈中タクシー株式会社へ委託する方向で調整を進める。

〈スケジュール(案)〉

	令和7年									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
運行事業者	神奈川中央交通西株式会社による運行 (4月からは神奈川中央交通株式会社による運行)									神奈中タクシー株式会社 による運行
調整・協議 など	事業者調整			○活性化協議会		契約手続				
	道路運送法第9条 第5項に基づく対応 (広報誌への掲載)			○運賃協議分科会		運輸局への申請・認可手続				

〈道路運送法(抜粋)〉
 第9条第5項(一般乗合旅客
 自動車運送事業の運賃及
 び料金)

前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。